

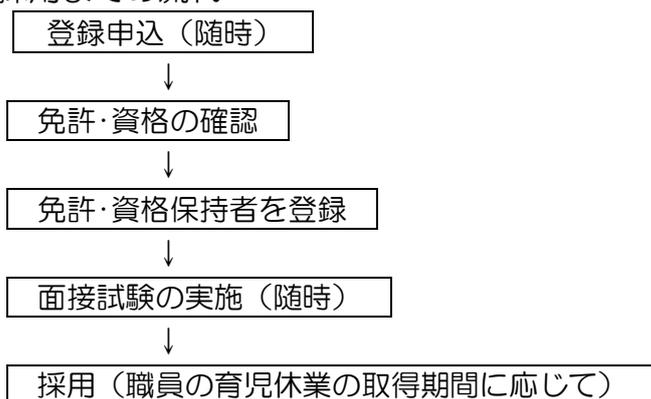
香芝市育児休業代替職員登録案内

【免許・資格職】

香芝市では、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく、「育児休業代替職員」の候補者登録を行っています。

- 育児休業代替職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。
- 勤務条件（勤務時間、休暇、服従等）は、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。（ただし、育児休業等を利用することはできません。）
- 資格・免許等を確認し、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されます。
- 登録期間は、登録日から3年間です。
- 育児休業を取得する職員があった場合に、登録者に対して面接試験を実施し、面接試験の成績上位者から順に採用されます。
- 職員の育児休業取得にあわせて採用するため、育児休業の取得状況によっては、登録されていても採用されない場合があります。

1. 採用までの流れ



- ※ 採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間となります。
- ※ 職員が育児休業期間を延長、または短縮した場合、これに応じて、育児休業任期付職員の任用期間も延長、または短縮することがあります。
- ※ 育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、臨時的任用職員として採用することがあります。

2. 登録職種・登録要件

登録職種	登録要件
保育士	各職種必要資格・免許を有する人 ※年齢制限はありません。
幼稚園教諭	
栄養士	
保健師	
看護師	
社会福祉士	
精神保健福祉士	
介護支援専門員	
司書	
学芸員	

国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 香芝市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

3. 登録申込書の請求

- ①登録申込書は、香芝市役所3階 人事課で交付します。
- ②登録申込書は、ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。
ダウンロードしたもので申込手続をされる場合は、A4版の白紙に、縮小や拡大せずに印刷してください。
- ③登録申込書を郵便で請求される場合は、封筒の表に「育児休業代替職員登録申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号：A4サイズに120円切手(1通分)を貼って宛先を明記したもの)を必ず同封してください。

請求先： 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市役所企画部人事課内 香芝市職員任用試験委員会

4. 登録申込手続

登録申込手続は、持参または郵送による申込みとなります。

受付期間	随時
提出書類	① 育児休業代替職員登録申込書 ② 資格（免許）証明書の写し
申込方法	香芝市役所3階、人事課に提出書類を持参または郵送ください。郵送により申込みされる場合は、提出書類を下記の送付先まで、角形2号(A4サイズ)の封筒の表側に「申込書在中」と朱書きし、申込書等を折り曲げずに郵送ください。
申込先	〒639-0292 香芝市本町1397番地 香芝市役所人事課内 香芝市職員任用試験委員会
注意事項	○提出の前に、 写真の貼付、国籍等の記入、本人の署名 が漏れていないか確認してください。 ○郵送申込の場合の郵送方法は指定しませんが、「特定記録郵便」等の方法が確実です。なお、普通郵便で郵送した場合の事故について責任を負いません。

※この申込に関する提出書類は、一切お返しいたしません。

なお、提出書類等により取得した個人情報については、今回の育児休業代替任期付職員登録のために用い、それ以外の目的には使用しません。

○登録後、面接選考による採用時には、下記の書類の提出を求めます。

①最終学校卒業証明書

※高等学校卒業程度認定試験合格者については、高等学校卒業程度認定試験合格証明書(文部科学省で発行したもの)

②職務経験年数を証明する在職証明書

5. 給与・勤務条件等

(1) 給与

学歴等	初任給	地域手当(6%)	合計
大学卒	180,700円	10,842円	191,542円
短大3卒	167,200円	10,032円	177,232円
短大卒	161,300円	9,678円	170,978円

(注) 給料月額は、平成31年4月1日現在の給料表に基づいています。

① 期末・勤勉手当が支給されます。

② 通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

初任給は採用前の経歴などに応じて加算等されることがあります。(職務経験者は加算あり)

※ 経験暦3年の給与例

学歴等	初任給	地域手当(6%)	合計
大学卒	199,700円	11,982円	211,682円

※職務経験者採用者に関しては、昇給試験受験資格年数の短縮があります。

(2) 勤務時間等

勤務時間 8：30～17：15（ただし、職種等により異なります）

休 暇 年次有給休暇（年間20日。ただし、最初の年は採用月により付与日数が異なります。）及び特別休暇があります。

ただし、育児休業等を利用することはできません。

6. 登録・採用に関するお問い合わせ

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所企画部人事課内 香芝市職員任用試験委員会

TEL 0745-76-2001 内線312・313

インターネット：ホームページ <http://www.city.kashiba.lg.jp> でも採用情報を掲載しています。